平成２３年（フ）第４８０３号
大阪府豊中市豊南町東３丁目９番８―401号
債務者　竹下　葉子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９５号
大阪府吹田市末広町20番36号
債務者　原田　　繁
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１５号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目４番27号
債務者　森下　一予
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５９号
大阪府交野市私部４丁目43番５―101号
債務者　森河　大輔
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４５９号
大阪府守口市南寺方東通６丁目12番５―303号
債務者　後藤　慶次
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４９１号
大阪市西区本田３丁目１番15号　宮沢マンション303
債務者　宮本　　修
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２３号
大阪市中央区高津１丁目10番15号　エムズハイツ403
債務者　河野　勝次
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６８８号
大阪府池田市五月丘２丁目３番14―202号
債務者　柴田　政則
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１３号
大阪府門真市柳町１番18号
債務者　泉　健一郎
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７２４号
大阪府高槻市名神町７―18、住民票上の住所滋賀県守山市播磨田町435番地２　ラフィーネ守山110号
債務者　富永　詩子（旧姓川添）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７３９号
大阪府東大阪市瓢箪山町26番７号　タルイハイツ201号
債務者　森　そのえ
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４２号
大阪市旭区大宮４丁目16番17号
債務者　岩城　隆博
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４３号
大阪府枚方市走谷２丁目41番５号
債務者　陶山　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４４号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目11番７号
債務者　宮本恵子こと　李　　文恵
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８３号
長崎県長崎市北陽町27番30号　北陽コーポＢ101号、旧住所長崎県長崎市鳴見台１丁目14番12号
債務者　山路　憲幸
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
長崎県長崎市西海町1776番地241
債務者　徳永　春雄
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
長崎県長崎市滑石４丁目１番７―715号
債務者　都　　力子（通称名田端力子）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係